

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

総務省の「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部長通知）及び「技術労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部給与能率推進室事務連絡）に基づき、大紀町の技能労務職員等の給与等に関する取組方針を公表します。

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

（平成19年4月1日現在）

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大紀町	49.7歳	35人	231,000円	245,051円	240,480円	-	-	-	-
うち学校給食員	46.1歳	7人	201,300円	210,442円	209,085円	学校給食員	43.1歳	282,600円	0.74
うち自動車運転手	47.2歳	7人	259,100円	293,414円	280,000円	自動車運転手	48.1歳	265,600円	1.10
うち用務員	51.7歳	8人	207,400円	210,200円	209,150円	用務員	53.9歳	227,200円	0.93
三重県	46.0歳	430人	347,161円	396,977円	371,137円	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-
類似団体	48.9歳	13人	275,812円	293,286円	286,196円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
大紀町	-	-	-
うち学校給食員	3,429,289円	3,966,200円	0.86
うち自動車運転手	4,754,060円	3,668,200円	1.30
うち用務員	3,434,483円	3,284,300円	1.05

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職種ごとの年齢別職員数（平成19年4月1日現在）

学校給食員

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	2人	1人	1人	1人	0人	7人

自動車運転手

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	2人	0人	2人	0人	7人

用務員

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 2	人 1	人 3	人 0	人 8

その他

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 1	人 2	人 1	人 4	人 4	人 0	人 13

(3) その他給与に関する事項

給料表について

国の行政職給料表（二）を適用しています。（ただし、級は4級まで）

各種手当について

一般行政職員と同様に、対象者には、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当を支給しています。

昇給基準について

一般行政職員に準じて、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

職員の定員管理については、大紀町行政改革大綱及び行政改革実施計画（集中改革プラン）に基づき適正に管理しており、必要な業務については、民間委託や臨時職員での対応を検討しています。今後も一部職種を除き新規採用は、行わない予定です。

給与等についても、国に準じて行政職給料表（二）を適用しており、今後も適正な運用に努めます。

3 具体的な取り組み内容

(1) 定員について

技能労務職については、基本的に退職者不補充とし、自動車運転業務においては一部民間委託します。

(2) 給与について

現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えていません。今後も適正な運用に努めます。

(3) 各種手当について

一般行政職員と同じであり、現在のところ見直す予定はありません。

(4) 昇給のあり方について

昇給の基準については、全職員を対象とした人事評価（勤務の実績・勤務評価）制度の導入を検討しています。